

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 12 月 28 日 健 事第 402 号（副市長決裁）

最近改正 令和 8 年 4 月 3 日 健介事第 1426 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）並びに訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な経費について、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することにより、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号厚生労働省医政局長通知、老発 0912 第 1 号厚生労働省老健局長通知及び保発 0912 第 2 号厚生労働省保険局長通知）、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱、施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第 3 条 この要綱における補助事業者は、次の各号に定める事業所を運営する事業者とする。ただし、訪問看護ステーションにあつては、市長から指定を受けているものに限る。

（1）定員 30 名以上の広域型施設等

ア 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

イ 介護老人保健施設

ウ 介護医療院

エ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 養護老人ホーム

カ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

キ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）

（2）定員 29 名以下の地域密着型施設等

ア 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

イ 小規模な介護老人保健施設

ウ 小規模な介護医療院

エ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 認知症高齢者グループホーム

カ 小規模多機能型居宅介護事業所

キ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

ク 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ケ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（補助対象経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、施設等の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。なお、サテライト型事業所を設置しない訪問看護ステーションの補助対象経費は、需用費、備品購入費、旅費、役務費及び委託費のみとする。

2 この要綱の対象となる事業所にあつては補助対象期間を当該事業所の開設日（サテライト型事業所を設置しない訪問看護ステーションにあつては増員する看護職員の採用日）前の6か月を上限とする。なお、開設日が4月2日から9月30日までの期間内である場合には、開設日の属する年度とその前年度において補助事業を実施することができるものとする。

ただし、各年度の補助金の合計額は補助基準額を上限とし、また各年度の補助対象経費は明確に区分しなければならず、交付予定額を次年度へ繰り越すことはできない。

また、事業所の開設にあつては、事業所の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始すること。職員確保ができないことを理由に開所時期を遅らせる、部分的に開所する等の対応は原則認めない。

3 「開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費」を補助対象とする場合には、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれる次の（1）～（8）のいずれかの介護福祉機器を購入すること。ただし、訪問看護ステーションの場合を除く。

（1）移動・昇降用リフト

（2）自動車用車いすリフト

（3）エアーマット

（4）特殊浴槽

リフトと共に稼動するもので、側面が開閉可能なもの。

（5）ストレッチャー

入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているもの。

（6）自動排泄処理機

（7）車いす体重計

（8）腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等

（補助金の額）

第5条 1 事業所あたりの補助金額は、次の各号により算出した額を比較して少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に規定された金額を上限とする。ただし、県からの交付決定金額が前述の上限金額を下回る場合には、その提示された金額を上限金額とする。

（1）補助対象経費

(2) 総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額

(交付の申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

3 補助金規則第5条第2項に掲げる書類のうち、第2号は提出を省略することができる。

4 補助金規則第5条第2項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、補助対象経費にかかる見積書又は契約書の写しとする。ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、雇用契約書の写し等金額の根拠が分かる書類を提出すること。

(交付の条件)

第7条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業の完了後すみやかに介護保険事業所又はサテライト型事業所（訪問看護ステーションに限る。）として開所すること。

(2) 開所（訪問看護ステーションの大規模化にあつては、増員する看護職員の採用日）以後においては、事業の良好な運営を継続的に展開すること。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の変更等)

第10条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更承認申請書（第3号様式）を用いるものとする。

2 補助金規則第7条第1号の規定により、市長が定める軽微な変更は、当該事業所の機能を著しく変更しない程度の変更とする。

3 補助対象事業者は、補助金規則第7条第2号に定める事業の中止又は廃止の承認申請を行うときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業廃止承認申請書（第4号様式）を用いるものとする。

4 第1項及び第3項による申請を承認することを決定したときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更等承認書（第5号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助対象事業者が市長に対して報告に用いる書類は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業実績報告書（第6号様式）とす

る。

2 補助金規則第 14 条第 1 項に掲げる書類のうち、第 3 号は提出を省略することができる。

3 補助金規則第 14 条第 1 項第 6 号の規定により、市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助事業の成果を記載した実績報告書（第 6 号様式別紙 1）

(2) 補助事業に係る収支計算に関する事項を記載した決算書

(3) 補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し（ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等の支払を行ったことの分かる書類の写し）

(4) 単価が 10 万円（税込）を超える備品の写真

(5) 指定通知書の写し又は開所予定日が分かる書類

（補助金額の確定通知）

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金額確定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第 13 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

（補助金交付の請求）

第 14 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付請求書（第 8 号様式）により行うものとする。

（補助金の返還等）

第 15 条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者に求めることができる。

(1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。

(2) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。

(3) 介護保険事業所として開所の見込みがなくなったとき。また、開所後においては、介護保険事業者でなくなったとき。

(4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(5) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

（暴力団の排除）

第 16 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）第 8 条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。

(2) 補助事業者等の役員等に、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当する者がいるとき。

- 3 市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者等が前項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 市長は、必要に応じて補助事業者等又はその役員等が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警本部長に対して確認することができるものとする。
- 5 前項の確認にあたり、市長は必要に応じて補助対象事業者等に役員等氏名一覧表（第9号様式）を提出させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

- 2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間とする。
- 3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあっては、それに類似する財産の処分制限期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長からの指示により、その収入の全部又は一部を市長へ納付するものとする。
- 5 当該事業所が他のサービスに移行した場合または運営法人が変更になった場合には、市長は必要に応じて報告書等を提出させることができるものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等をいう。）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（本部又は本社、本所等をいう。）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。
- 3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（財産処分の制限）

第19条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める処分制限期間とする。

（関係書類の管理保管）

第20条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

ただし、前条に定める財産処分の制限期間が5年を超える場合は、当該処分制限の期間を経過する日までは、補助事業に係る関係書類を保管しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用し、平成21年12月11日から施行

する。

2 削除

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 14 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 24 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交要綱の規定により作成されている様式書類は、令和元年度の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付申請書

年度の横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付要綱を遵守します。

事業の種類：

事業所の名称（仮称）：

設置（予定）地： 横浜市 区

1 補助事業の内容

事業概要（第1号様式別紙1）のとおりに

2 補助金の経費配分及び使用方法、事業計画

収支予算書（補助金配分計画書）及び事業計画書（第1号様式別紙2）のとおりに

3 補助金申請額及びその算出基礎

円

補助金申請額調（第1号様式別紙3）及び補助対象経費内訳（第1号様式別紙4）のとおりに

4 補助金の支払方法及びその理由

補助事業完了後の確定払い

5 添付資料

（1） 補助対象経費にかかる見積書又は契約書の写し

ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、雇用契約書の写し等金額の根拠が分かる書類を提出すること。

事業概要

1 開設（予定）法人

フリガナ		代表者	職名	
法人名			氏名	
設立年月	既設法人	年	月設立	新設法人
				年
				月設立予定
法人所在地	(〒 -)			
	住所：			
電話	-	-	FAX	-
				-

2 事業所

事業の種類				
名称 (仮称)				
設置場所	横浜市	区		
定員数				
	名 ☐ 従来型（個室・多床室） ☐ ユニット型（●●ユニット）			
	登録定員	名	通い定員	名
	宿泊定員	名		

3 建物

建築面積	m ²	構造	造	階建	階部分
延床面積	建物全体	m ²	(うち当該事業所面積 m ²)		
権利形態	☐ 自己所有	☐ 今後取得予定	年	月頃	
	☐ 借家（契約期間	年	月	日	～ 年 月 日）

4 介護保険事業所開所（予定）日 年 月 日

5 補助事業完了予定期日 年 月 日

事業概要 (訪問看護ステーション用)

1 法人

フリガナ		代表者	職名	
法人名			氏名	
法人所在地	(〒 -) 住所:			
電話	- -	FAX	- -	

2 事業所

事業の種類	訪問看護ステーション									
事業所番号										
名称										
所在地	横浜市		区							

3 申請内容

		実施メニュー			
大規模化	内容	増員する看護職員の採用年月日			
		増員人数			
	要件	増員後の看護職員の常勤換算数			
		緊急時訪問看護加算Ⅰ適用(予定)年月日			
		介護職員等処遇改善加算適用(予定)年月日			
サテライト型事業所設置	内容	開設(予定)年月日			
		サテライト事業所名称			
		サテライト事業所所在地			
	要件	事業の実施地域	拡大前(現行)		
			拡大後(予定)		
		サテライト事業所の看護職員の常勤換算数			

収支予算書及び事業計画書

年 月 日 ~ 年 月 日

1 収入

内容	単価(円)	数量	金額
合計			0

2 支出

内容	単価(円)	数量	金額
人件費			
人件費計			0
事務所経費等			
事務所経費等計			0
合計			0

3 収支見通し

収入額合計	0
支出額合計	0
収支差額	0

補 助 金 申 請 額 調

区分			金額		備考
A	施設開設準備経費 助成特別対策事業費 補助上限額			千円	神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に規定された金額を上限とする。ただし、県の交付決定金額が上記金額を下回る場合にはその提示された金額を上限金額とする。
B	補助対象経費			千円	
C	実支出額 (a - b)		0	千円	金額は、「補助対象経費内訳」（別紙 4）と一致させてください
	(内訳)	a 施設開設準備総事業費		千円	
		b 開設準備に関する寄附金その他の収入予定額		千円	
補助金申請額 (A、B、Cを比較し少ない額)			0	千円	

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

補 助 対 象 経 費 内 訳

区分	品目	数量	金額(円)	備考
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費				
その他の補助対象経費				
合計（円）				

(注) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費は、申請時点での予定金額を記入してください。
(注) その他の補助対象経費は、積算根拠となる契約書、見積内訳等を添付してください。
(注) 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

法人名称
代表者職氏名

横浜市長

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書（第6号様式）の提出後に補助金額確定通知書（第7号様式）をもって確定します。

1 交付決定の内容

（1）補助事業の内容及び目的

_____の開設準備

（2）事業の概要

事業所の名称 _____

事業所の所在地 横浜市 _____ 区 _____

（3）交付予定金額 _____ 円

（4）交付の時期及び方法

2 交付の条件

- （1）補助金規則第5条第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助事業の完了後、速やかに介護保険事業所として開所すること。
- （5）開所以後においては、当該事業の適正な運営を継続的に展開すること。
- （6）次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 介護保険事業所とし開所の見込みがなくなったとき。また、開所後に、介護保険事業者でなくなったとき。

オ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(7) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除きます。

(8) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

(9) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

また、財産処分については、要綱第 17 条の規定に従うこと。

(10) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。

(11) その他、この要綱の定めに従うこと。

(申請先)
横 浜 市 長

(申請者)
法人所在地
法人名称
代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更承認申請書

補助事業の内容等について、次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 運営主体法人名及び連絡先
- 法人名： _____
- 連絡先： _____
- 2 事業所の名称（仮称）
- _____
- 3 事業の種類
- _____
- 4 事業所の設置場所
- 横浜市 _____ 区
- 5 変更内容
-
- 6 変更理由
-

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業廃止承認申請書

補助事業を廃止したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： _____

連絡先： _____

2 事業所の名称（仮称）

3 事業の種類

4 事業所の設置場所

横浜市 区 _____

5 事業廃止の理由

第 年 月 日 号

法人名称
代表者職氏名

横浜市長

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更等承認書

年 月 日付で申請のありました 承認申請について、次のとおり
決定しましたので通知します。

1 事業所の名称（仮称）

2 事業の種類

3 承認の内容

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

円（補助金申請額 円）

2 添付書類

- （1）補助事業の成果を記載した実績報告書（第6号様式別紙1）
- （2）補助事業に係る収支計算に関する事項を記載した決算書
- （3）補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し（ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費に係る経費については、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等の支払を行ったことの分かる書類の写し）
- （4）単価が10万円（税込）を超える備品の写真
- （5）指定通知書の写し又は開所予定日が分かる書類

補 助 対 象 経 費 実 績 内 訳

区分	品目	数量	金額(円)	備考
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費				
その他の補助対象経費				
合計（円）				

(注) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費は、実績額を記入し、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等を添付してください。

(注) その他の補助対象経費は、金額の根拠となる請求書、領収書等を添付してください。

(注) 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(注) 単価が10万円(税込)を超える備品は、写真を添付してください。

収支計算書

1 補助対象期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで か月間

2 補助対象期間の収入

項 目	金 額	備 考
自己資金	0 円	
横浜市補助金	0 円	
借入金	0 円	
寄付金	0 円	
出資金	0 円	
	0 円	
	0 円	
その他	0 円	
合 計	0 円	

3 補助対象期間の支出

項 目	単 価	数量	金 額	備 考
人件費			0 円	
内 訳	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
事務所経費			0 円	
内 訳				
車両リース	0 円		0 円	
PCリース	0 円		0 円	
電話・コピー・FAX一式	0 円		0 円	
水道	0 円		0 円	
ガス	0 円		0 円	
電気	0 円		0 円	
消耗品費	0 円		0 円	
広告費	0 円		0 円	
食事経費	0 円		0 円	
初度設備費			0 円	
内 訳				
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
土地・建物関係費			0 円	
内 訳				
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
その他経費			0 円	
内 訳				
	0 円		0 円	
	0 円		0 円	
	円		0 円	
合 計			0 円	

(収入・支出については、適宜内訳を追加して記載するものとする。)

第 号
年 月 日

法人名称
代表者職氏名

横 浜 市 長

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

年 月 日

（請求先）
横 浜 市 長

（請求者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付請求書

年 月 日 第 号により確定通知を受けた横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金について、次のとおり請求します。

補 助 金 請 求 額	¥ , , . -	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口 座 名 義 人	

（添付資料）
横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付決定通知書（写し）

（留意事項）
請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

横浜市暴力団排除条例第8条の規定に基づく役員等氏名一覧表

年 月 日

(申請者)

所在地
法人名称
代表者職氏名

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、横浜市に補助金を申請するにあたって、法人の代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役員等氏名一覧表						
フリガナ (半角、姓名の間は半角 スペース)	氏 名	生年月日				性別 (m・f)
		元号	年	月	日	

【横浜市暴力団排除条例第8条】(抜粋)

市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付金を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
(給付金の交付等における暴力団排除)

【備考】

当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について、必要事項を記入してください。

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

年度横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度横浜市施設開設経費助成特別
対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

事業所の名称： _____

事業の種類： _____

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税等の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

添付資料（4を記入した場合に限り添付すること）

積算内訳書

消費税等の確定申告書（控）の写し

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し